平成２２年（フ）第１９３８号
京都市東山区下河原通八坂鳥居前下る金園町407番地
債務者　畦地　宗孝
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１９３９号
京都市東山区大和大路通七条下る２丁目辰巳町588番地８
債務者　畦地　幸子
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２００７号
京都市右京区梅津南広町47番地１　デ・リード＆サンヴェール桂川東1101
債務者　小野　陽子
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２０４１号
京都市東山区大和大路通五条下る２丁目下梅屋町153番地１　矢野方
債務者　野々山圭司
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２１４８号
京都市下京区七条御所ノ内北町69番地　インペリアル京都203号室
債務者　竹本　祐子
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２１６３号
京都市伏見区向島善阿弥町17番地
債務者　岸田　政一
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２１９８号
京都市右京区西院月双町４番地　プラザ篠208号室
債務者　矢藤日出子
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２２１１号
京都市北区西賀茂中川上町15番地
債務者　古川　　滋
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２２１２号
京都市北区西賀茂中川上町15番地
債務者　古川眞智子
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２２２０号
京都市北区紫竹北栗栖町９番地２
債務者　粟津としみ（債務発生時の姓岩本）
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２２３１号
京都市山科区椥辻草海道町23番地の85
債務者　山田　　恵
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２２５５号
京都市右京区西京極郡醍醐田町２番地の２天神川荘２－５号室
債務者　藤原　孝雄
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２２６３号
京都府城陽市寺田深谷57番地の９
債務者　島田弥太郎
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第７６７号
兵庫県加古郡播磨町南大中３丁目９番13号
債務者　八木　里美
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第８４７号
兵庫県姫路市栗山町62番地２　ブレス宝祥302、従前の住所兵庫県姫路市花田町一本松401番地７　ライフコート市川303号
債務者　田村眞佐子
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第９３１号
兵庫県高砂市美保里14番15号
債務者　野村　恵理
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第２２７号
松江市学園南２丁目12番５―307号　ＨＯＹＯパークサイドビル
債務者　新海　淳司
1　決定年月日時　平成23年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
松江地方裁判所民事部